

## 移動販売車の出店ガイドライン

JCCAおよび提携先の手配による販売場所やイベントに出店する場合は、以下のルールを遵守して頂きます。

### 1. 出店における確認事項

#### <出店契約>

出店契約は、出店先管理者とJCCAとで締結した契約をそのまま継承するものとします。契約内容について不明点や確認したい点がある場合は、出店エントリーをする前に確認してください。

#### <出店条件>

出店条件は、出店先管理者が決定しJCCAが提示します。

#### <出店位置>

出店位置は、出店先管理者が決定しJCCAが提示します。出店者は、出店位置をいかなる理由があっても移動・変更をしたり、その全部又は一部を他者と交換・譲渡・貸与等できません。

#### <電源>

管理者から指定コンセントの使用を許可された場合のみ、現場電源の使用が可能です。現場電源が無い場合は発電機による自己完結とします。

#### <給排水について>

給排水設備はありません。手洗いやトイレでの給排水は厳禁です。

#### <ガスについて>

プロパンガスボンベは、火器から2M以上離してください。カセットコンロを使用する場合は、事前にJCCAに申請して管理者の承認を得てください。火器の近くに必ず消火器を置いてください。

#### <飲食営業について>

自動車営業許可証で許可されているメニュー以外の販売はできません。自動車営業許可証は、お客さまから見える場所に掲示します。

#### <物販営業について>

下記の販売を禁止します。

- ・動物、爬虫類、昆虫等すべての生き物
- ・賞味期限切れ、消費期限切れ商品
- ・アダルト商品や著しい暴力表現を含むメディアなど、公序良俗に反するもの
- ・盗品やコピー品、刀剣類及び危険物など法律や条例に違反するもの
- ・権利や資格が必要なもの、携帯電話等の別途契約が必要なもの
- ・出店の趣旨に反する商品
- ・管理者もしくはJCCAが不適切と判断した商品

#### <飲食・物販共通禁止事項>

- ・移動販売車の外での調理行為や販売行為
- ・出店する移動販売車の営業に関係しない販促行為、勧誘行為
- ・マイク、拡声器、スピーカーなどの使用
- ・移動販売車から離れてのビラ配布や呼び込み
- ・移動販売車から離れた場所への看板の設置、幟等の設置
- ・一般道徳上、常識上のマナーを逸脱した言動
- ・管理者の承諾なく、決められた営業時間途中で営業を中止したり撤収する行為

## 2. 販売について

### <販売開始>

出店位置への搬入の際は、周辺のお客様に注意してください。誘導が必要な出店場所の場合は、誘導に従い勝手に進入してはいけません。出店位置に配置が完了したら販売準備に取り掛かり、販売開始時には確実に営業できる状態にします。

### <ゴミ処理>

調理ゴミは、持ち帰って処分します。販売ゴミは、出店場所のゴミ捨て場が使用可能な場合には、現場処分可能です。ゴミ捨て場が使用不可な場合は、持ち帰って処分します。

### <販売終了>

決められた販売終了時間になったら営業を終了し、売上金額をその場で管理者にメールで報告します。

報告先 E-mail : [uriage@jcca.gr.jp](mailto:uriage@jcca.gr.jp) **※件名に必ず日付と店舗名を明記します**

その後、速やかに撤収作業を進めて、搬出時には周辺のお客様に注意して出場します。

## 3. その他

- ・搬入出時や出店位置での営業中に発生した事故や怪我、盗難や金銭の授受・売買に関するトラブル等について、出店場所管理者およびJCCAは一切の責任を負いません。すべて出店者の自己責任において解決します。
- ・事故や災害発生時などの緊急・救急トラブル発生時には、現場管理者の指示に従ってください。初動発見時は現場管理者まで御一報ください。
- ・反社会的集団等による不当要求被害が発生した場合は、速やかに出店場所管理者およびJCCA事務局に連絡する。
- ・当日の荒天などで管理者が中止を決定した場合でも、出店に関する費用・仕込みや売り上げに関する費用等の補償請求は一切できません。
- ・ブログ等での言動には責任を持ち、伝聞や憶測による情報の投稿をしてはいけません。
- ・現場管理者や管理会社スタッフ・JCCAスタッフが無作為に出店場所をチェックします。その際にルール違反やマナー違反と判断した場合は、改善を告知しますので指示に従ってください。

以上